

議案第12号

阿見町下水道条例の一部改正について

阿見町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町下水道条例の一部を改正する条例

阿見町下水道条例(昭和58年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第4項中「係る負担区」を「係る単位負担金額」に、「当該区域外流入を認めた日前の直近の負担区」を「600円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町下水道条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(区域外流入) 第16条の2 (略) 2・3 (略) 4 区域外流入に係る分担金の額、賦課及び徴収、徴収猶予、減免、延滞金並びに督促手数料については、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年阿見町条例第13号)の規定による受益者負担金の額、賦課及び徴収、徴収猶予、減免、延滞金並びに督促手数料の例による。この場合において、分担金の額の算出に係る負担区については、<u>当該区域外流入を認められた日前の直近の負担区</u>とし、土地の面積については、区域外流入を認められた者が当該区域外流入を認められた日現在において所有し、又は地上権等を有する土地のうち、当該区域外流入による利益を受けると認められるもの(その土地に建物その他の工作物がある場合は、当該建物その他の工作物に附帯する工作物が所在する土地を含む。)の面積とする。</p>	<p>(区域外流入) 第16条の2 (略) 2・3 (略) 4 区域外流入に係る分担金の額、賦課及び徴収、徴収猶予、減免、延滞金並びに督促手数料については、阿見町下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年阿見町条例第13号)の規定による受益者負担金の額、賦課及び徴収、徴収猶予、減免、延滞金並びに督促手数料の例による。この場合において、分担金の額の算出に係る<u>単位負担金額</u>については、<u>600円</u>とし、土地の面積については、区域外流入を認められた者が当該区域外流入を認められた日現在において所有し、又は地上権等を有する土地のうち、当該区域外流入による利益を受けると認められるもの(その土地に建物その他の工作物がある場合は、当該建物その他の工作物に附帯する工作物が所在する土地を含む。)の面積とする。</p>	

議案第 12 号説明資料

阿見町下水道条例の一部改正について

【主な改正の理由】

下水道計画区域外の敷地であっても、敷地に接する道路に下水道の本管が通っている場合は、下水道条例第16条の2（区域外流入）により、区域外流入として下水道の接続を認めております。この場合、負担区内の受益者負担金と同様に、整備費用の一部を分担金として賦課しており、分担金に係る単位負担金額の基準は、同条例第16条の2第4項において、「直近で整備された負担区の基準額」となっており、現在の分担金に係る単位負担金額は第4負担区の580円です。

このことについて、議案第11号で上程している第5負担区及び第6負担区は、負担区の施行日が同日となる予定であり、現在の規定だとどちらを当てはめるか不明瞭な状態です。このため、区域外流入の分担金に係る単位負担金額を、現在の規定から、第6負担区の単位負担金額と同額の600円とする規定に改正するものであります。

【主な改正内容】

阿見町下水道条例（昭和58年阿見町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第4項中「係る負担区」を「係る単位負担金額」に、「当該区域外流入を認めた日前の直近の負担区」を「600円」に改める。

【施行日】

令和4年4月1日